

令和6年12月2日以降の健康保険証の取扱いについて

（「資格確認書」及び「資格情報のお知らせ」について）

現行の健康保険証の取り扱いについて

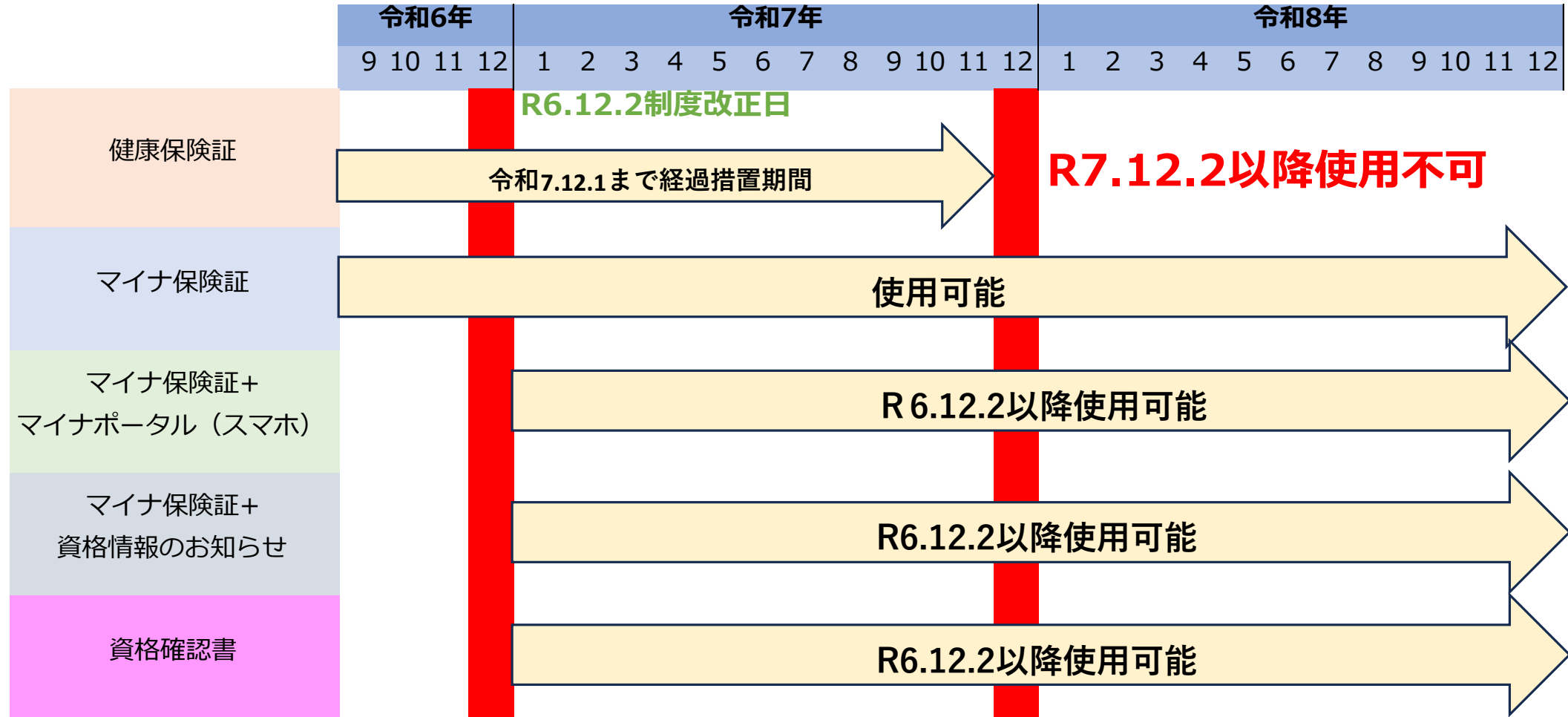
【経過措置について】

- 令和6年12月1日以前から、有効な健康保険証を所持している場合は、経過措置期間として、**令和7年12月1日**まで使用することができます。

【回収について】

- 令和6年12月2日以降であっても、被保険者が資格喪失したとき等は、健康保険証の回収が**必要**です。ただし、経過措置終了日（令和7年12月1日）以降は回収は不要です。

令和6年12月2日以降の医療機関等の受診方法



「資格確認書」とは

- 資格確認書は、健康保険証の代わりになるものです。健康保険証の新規交付の廃止に伴い、原則、マイナ保険証で医療機関等を受診します。マイナンバーカードを持っていない方や、持っていて健康保険証としての利用登録をしていない方には、資格確認書を交付し、これにより医療機関等を受診することができます。ただし、加入者情報の登録から医療機関等で資格確認ができるようになるまでの期間が、営業日で5日必要なため、資格確認書の発行には、これまでの健康保険証の発行よりも日数がかかることをご理解くださいますようお願いいたします。
- 資格確認書は、令和6年12月2日以降の新規加入者に交付しますが、有効期限があり当初の有効期限は、一律令和7年11月30日までとします。
また、令和6年12月1日以前の加入者を含め、令和7年11月時点でマイナ保険証をまだ持っていない加入者等については、職権により資格確認書を発行し、事業主経由で交付します。

資格確認書の再交付について

- 再交付を必要とする場合は、資格確認書再交付申請書を、事業主を経由して提出してください。
- 再交付の原因が、本人の過失による滅失の場合は、再交付に要する手数料として、1,000円を徴収します。
- 天災、火災、盗難等の、本人の過失によらない滅失の場合は、手数料を徴収しません。ただし、盗難による滅失の場合は、警察へ盗難届を提出したことが確認できる書類の添付が必要です。
- 再交付に要する手数料の納付は、①銀行振込、②現金書留、③当健康保険組合窓口での納付、のいずれかの方法でお願いします。①銀行振込を選択される場合は、振込先口座を当健康保険組合までお問い合わせください。なお、振込手数料については申請者負担となります。
- ご入金を確認でき次第、再交付の手続きを行います。

資格確認書の回収について

- 資格確認書の回収は健康保険証の取り扱いと同様になります。
- 資格確認書を保有している被保険者や被扶養者が資格喪失した場合は回収が必要となります。
- 資格確認書の記載事項に変更が生じた場合は回収が必要となります。

【記載事項】

- 氏名、性別
- 生年月日
- 被保険者記号、番号、枝番、保険者番号、保険者名、保険者所在地
- 資格取得年月日、交付年月日
- 有効期限
- 住所
- 被保険者氏名（被扶養者のみ）

※有効期限が満了となった資格確認書の回収は不要です。

資格情報のお知らせについて

資格情報のお知らせとは…

新規取得時等に、自身の被保険者資格等を簡易に把握できるようにするため、また、中間サーバーへ加入者情報等のデータ登録が完了し、医療機関でオンライン資格確認ができるようになったことのお知らせするため交付します。このデータ登録から資格確認ができるようになるまでの期間が、営業日で5日必要なため、これまでの健康保険証よりも発行までの日数がかかることをご理解くださいますようお願いいたします。

事業主の皆さまへお願い

資格取得届や被扶養者異動届には、正確なマイナンバー及び住民票やマイナンバーカードに記載されている氏名（漢字・カナ）、生年月日、性別、住所を記載してください。申請書の記載に不備がある場合や添付書類が不足している場合などは、データ登録ができず手続きが遅れることとなります。

なお、申請書の記載事項と住民票の記載事項に相違がある場合、オンライン資格確認等システムにデータ登録ができず、医療機関の窓口でオンライン資格確認ができない場合があります。正確な情報を速やかに提出いただきますよう、ご協力をお願いいたします。